



# 特別賞

設計部門



## 作品概要

作品名——国指定名勝 伝法院庭園の修復  
 所在地——東京都台東区浅草2丁目  
 発注——宗教法人浅草寺  
 設計——株式会社ブレック研究所  
 監理——株式会社ブレック研究所  
 施工——有限会社蓮や鈴木造園  
 設計期間——2014年9月～2023年3月  
 施工期間——2015年12月～2023年3月  
 規模——約16,000m<sup>2</sup>  
 主要施設——西側の池泉：池泉、護岸、飛石、州浜、枯滝石組、芝生地、園路、広場、排水部、植栽等  
 溪流部：流れ、護岸、堰、土橋、植栽等  
 北側の池泉：池泉、護岸、門扉・堀、園路、広場、木橋、植栽等

## 作品評

伝法院庭園は2011年に国の名勝指定を受けた後、2014年に保存管理計画が策定された。本作品はその保存管理計画に基づき行われた9ケ年に及ぶ調査・設計・工事監理・設計監理業務である。史料から江戸時代初期に庭園の骨格が完成したとみられている本庭園の保存整備事業における課題は、「文化財庭園の本質的価値の再生」と「都市部の文化財庭園が抱える周辺環境の変化への対応」の二点である。これらの課題解決のためコンサルタントに求められたことは、保存整備の考え方と方向性を示し専門家からなる委員会を得られた知見を整理し、委託者の要望も反映しながら実現可能な整備計画へとまとめあげることであった。9ケ年の時間をかけ、委員会を16回、庭園部会を31回開催し整備計画を練り上げた。庭園の地形ラインや護岸の汀線を蘇らせ、樹木の整理により空間の奥行きを引き出し、さらには五重塔院を取り込んだ景観の創出など、江戸初期以降の歴史の変遷と現代が渾然と立ち現れている。庭園の静謐な空間を維持するための境界部の改善や公開を考慮した入口空間の整備など、文化財庭園の保全と活用的に現実にしたものとした努力により本作品は特別賞となった。



①西側の池泉の大書院前（修復後）写真提供：浅草寺 ②西側の池泉の大書院前（修復前）、③溪流部（修復前）、④北側の池泉の方丈茶之間前（修復前）、⑤溪流部（修復後）、⑥北側の池泉の方丈茶之間前（修復後）

## 国指定名勝 伝法院庭園の修復

### 株式会社ブレック研究所

廣瀬健・村上章・銅琢磨・高橋咲恵子・石垣良弘

伝法院庭園は、東京都台東区浅草の浅草寺境内にあり、寛永年間（1624～44）小堀遠州の作庭と伝えられています。「伝法院」は、浅草寺の本坊で、重要文化財建造物を含む建造物群と庭園があります。多くの参拝者で賑わう境内から一線を画す静謐な空間を形成しており、本坊の建造物群と一体となった寺院庭園としての貴重性や多彩な景が展開する庭園景観の芸術

上・観賞上の価値が高い庭園として、国の名勝に指定されています。平成23年（2011）の名勝指定後、平成26年（2014）に保存管理計画が策定され、同年より9箇年度にわたり保存整備事業が実施されました。

事業は、有識者や行政で構成される委員会及び専門部会の指導を受けながら進められました。設計では、委員の意見や発掘等の各調査、史資料に基づき意匠等を確認しつつ、現状や過去の状況を基本として、過度に成長した樹木の整理や、観賞の場となる建造物や園路からの池泉等の見え方を検証し、庭園の観賞上の価値を高めるための景の修復、再生を行っています。

庭園は、「西側の池泉」「溪流部」「北側の池泉」の3つのエリアに分けられます。

西側の池泉は、築山、出島、中島等の変化に富んだ池泉で、隣接する本坊建造物の「大書院」が主要な観賞の場ですが、書院前の成長しすぎた樹木によって対岸への眺望が遮られていました。そのため、書院から池泉の見え方を検証し、樹木整理や護岸修復等を行い、書院から一望する変化に富んだ池泉の景や、回遊する歩みに沿って移り変わる池泉と寺院建造物の景を改善しています。

二つの池泉をつなぐ溪流部は、昭和初期の文献に「流れは気

持ちよく音を立てている」と記載されていましたが、水位が上昇し、水の動きがない状態でした。そのため、流れ底のかさ上げ等により水位と勾配を改善して音を立てて流れるようにし、損傷した護岸の積み直し等により溪流の景を再現しています。

北側の池泉は、西側の池泉と対照的に出入りの少ない池泉です。池泉南側の建物「方丈茶之間」が観賞の場でしたが、昭和46年（1971）に五重塔院が池泉に隣接して建設されて周辺が大きく変化していたため、新たな観賞の場を加えた複数の視点場からの眺めを検証して、五重塔院と樹林に囲まれた静かで落ち着いたある池泉の景を創出しています。